

au でんき需給約款 新旧対照表 (平成 30 年 9 月 3 日実施)

改定後（新）			改定前（旧）		
12 契約種別			12 契約種別		
(1) 契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、別表 7（提供エリア）によります。			(1) 契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、別表 7（提供エリア）によります。		
需要区分	提供エリア	契約種別	需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	電灯需要	北海道電力エリア	でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）
	東北電力エリア	でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）		東北電力エリア	でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）
	東京電力エリア	でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）		東京電力エリア	でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）
	中部電力エリア	でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）		中部電力エリア	でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）
	北陸電力エリア	でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）		北陸電力エリア	でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）
	四国電力エリア	でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）		四国電力エリア	でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）
	九州電力エリア	でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）		九州電力エリア	でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）
(2) でんきMプラン（北陸）およびでんきLプラン（北陸）については、平成29年11月7日をもって、当社が適当と認めたときを除き、個人のお客さま（法人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。			(2) でんきMプラン（北陸）およびでんきLプラン（北陸）については、平成29年11月7日をもって、当社が適当と認めたときを除き、個人のお客さま（法人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。		
(3) でんきMプラン（中部）およびでんきLプラン（中部）については、平成30年9月2日をもって、当社が適当と認めたときを除き、個人のお客さま（法			(新設)		

<p><u>人に準ずるものと当社が認めるお客さまを除きます。）からの新たな需給契約の申込み（需給契約の変更の申込みを除きます。）の受付を終了いたします。</u></p>	
<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日 本約款は、平成 30 年 9月3日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日 本約款は、平成 30 年 4月1日から実施します。</p>